

# 経済建設常任委員会会議録

平成24年3月12日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 12:30

## 案 件

1. 議案第 7号 平成24年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
2. 議案第 9号 平成24年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算
3. 議案第10号 平成24年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算
4. 議案第11号 平成24年度飯塚市駐車場事業特別会計予算
5. 議案第12号 平成24年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算
6. 議案第15号 平成24年度飯塚市水道事業会計予算
7. 議案第16号 平成24年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算
8. 議案第17号 平成24年度飯塚市下水道事業会計予算
9. 議案第24号 飯塚市同和地区の水洗便所等改造助成条例を廃止する条例
10. 議案第27号 飯塚市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
11. 議案第28号 飯塚市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び飯塚市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例
13. 議案第29号 飯塚市水道事業等及び下水道事業の剰余金の処分に関する条例
14. 議案第33号 土地の処分(鯉田工業団地)
15. 議案第34号 財産の貸付け(飯塚リサーチパーク)
16. 議案第36号 市道路線の認定

## 報 告

1. 飯塚市学童農業体験について 【農 林 課】
2. 工事請負変更契約について 【農業土木課】

---

## ○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第7号 平成24年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○事業管理課長

「議案第7号 平成24年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」の補足説明をいたします。予算書の323ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出それぞれ213億1552万6千円とするものでございます。

平成24年度につきましては、本場開催は、SGレースを1節5日、GIレースを2節10日、GIIレース5日、通常レース65日で、合計で85日間開催いたします。そのうち、ナイター開催は、SG・GIを各5日間、通常開催を12日間、計22日間実施することとしています。本場及び場外発売を合わせた飯塚オートレース場の開場日数は332日の予定です。

主な内容につきまして事項別明細により説明いたします。まず、歳出からご説明いたします。例年どおりの予算編成を基本としていますが、新規事業、一部変更したものがありますので、それについてご説明いたします。なお、前回の委員会で質問がありました小型自動車競走法改正に係るものは反映していません。

予算書の332ページをお願いいたします。1款2項1目13節委託料10億2865万1千円を計上しています。そのうち、次ページの333ページをお願いします。上から5項目の選手賞金システム構築委託料として、737万1千円を計上しています。これは現在使用しているシステムが老朽化のため、新たに構築するものです。

その5段下のトータリゼータシステム等利用料1億4119万6千円は、レースの車券発行やオッズを管理している電算機器が使用保証期間を経過しているため、入れ替えが必要になっているものです。今回、業界で集約したシステム開発が行われており、経費節減のためそのシステムへの接続を計画していますが、そのシステムが稼働するまでの間、電算機器を借りて利用しようとするものです。

19節負担金補助及び交付金22億9914万7千円のうち、333ページの下から2段目の西日本選手共済会交付金1200万円については飯塚場所属選手の福利厚生事業を行っています共済会に対し交付するものです。

334ページをお願いします。場外発売関係経費18億3668万5千円には専用場外発売所2カ所分を含むものです。

その主なものは6項目目の専用場外発売所地元協力金3119万2千円は、専用場外発売所を設置する自治体に対し協力金として専用場外発売所における売上額の1%を支払うものです。

その7項目下の広告料3611万円は、オートレース事業並びに専用場外発売所の知名度アップを図ることを目的に、地元のマスメディア等を利用した周知・広報活動や誘導看板の設置等を行うための予算でございます。

その2項目下の専用場外発売所施設運営委託料1億9910万3千円は、施設の警備、清掃等を含めた運営管理を委託するための予算計上を行っています。

次の専用場外発売所開場式典委託料1400万円は、施設の開設式典等に要する経費として計上しています。

次の専用場外発売所業務運営委託料1億66万4千円は、勝車投票券発払業務、現金取扱業務等を委託する予算でございます。

2項目下の専用場外発売所施設借上料1億3100万5千円は、施設の賃借料として設置者に支払う費用であります。

次に338ページ、1款3項2目施設改善費、15節工事請負費として3億690万円を計上しています。右側の説明の欄の4項目の走路改修工事2億3400万円は23年度当初予算で計上していましたが、震災の影響により先送りしていたものでございます。昨年より増額となっている理由は、工法は同じオーバーレイで変わりませんが、排水工事部分を延長したこと及び管理区域内にあります練習用の試走路の改修工事を追加したことによるものです。

その下の消防用発電機取替工事4580万円は同機の老朽化により取替を行うものです。

その下の走路散水等用給水管布設替工事2410万円は、競走路内に敷設している給水管が老朽化し破損する恐れがありますので、布設替を行うものでございます。

これら3工事については別冊「平成24年度工事概要説明資料」の64ページから66ページに記載いたしております。

次に歳入ですが、327ページをお願いいたします。1款1項1目1節勝車投票券発売収入197億6004万2千円は、場外発売委託を含めた本場85日分の売り上げ見込みを計上いたしております。このうち、先ほど歳出で説明いたしました専用場外発売所での本場開催時の売り上げ見込額6億7555万2千円を含んでいます。

同ページ2款1項1目受託事業収入、1節場外発売業務負担金10億8598万1千円は、他場の場外発売を実施することによる受託収入を見込んでいます。

このうち専用場外発売所分は4億2717万9千円を見込んでいますところでございます。

328ページをお願いいたします。真ん中の表でございます。4款1項1目1節小型自動車

競走場施設改良基金繰入金3億4000万円は、施設改善等に要する費用に対する資金を基金より繰り入れるものであります。

329ページをお願いします。5款2項1目1節財団法人JKA交付金還付金は、時限立法の失効により減額となっています。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

何点かちょっとお尋ねをいたしますが、まず、いま送迎バスが西鉄に委託して出ているかと思いますが、その点はどこに委託料が載っているのでしょうか。

○事業管理課長

332ページの1款2項1目13節のファン送迎委託料、説明の欄の下から6項目になります。これが本場開催分でございます。それから339ページの1款4項1目13節の委託料でございます。1番下になりますファン送迎委託料でございます。

○瀬戸委員

これ5600万円ぐらい総額がかかっていると思いますが、これ西鉄さんに委託をされておるといことですが、いまコミュニティバスでもいろいろ民間の企業さんが入ってこられますが、これは入札をしてやるともう少し値段も下がるかと思われませんが、その辺はどうお考えですか。

○事業管理課長

現在、平成24年度から市内の循環バスと市外からの送迎の2種類ございますが、市外からの送迎バスにつきましては入札によりできる研究をやって実施したいというふうに考えているところでございます。

○瀬戸委員

市内からはできないんですか、市外ができて。

○事業管理課長

市内の循環バスの拠点が飯塚市の交通の中心となってますバスセンターを中心に、そこから新飯塚駅を経由していくようになっております。バスセンター周辺につきましては他社のバスではその寄りつきが難しいというところもありまして、利用者の安全の確保とかいう観点から平成24年度については随契でやりたいというふうに考えているところでございます。

○瀬戸委員

コミュニティバスもまちの中に入ってくるかと思われませんが、コミュニティバスの発着はバスセンターの付近はどこですか。担当課が違いますからわからないということでしょうけど、たぶんですね、まちの中にどこか入ってこられて乗降される所があると思うんです。となると、そういう所であれば、別に危険な場所を選んでやっているわけじゃないでしょうから、市がやっているコミュニティバスですから、となると、別にバスセンターの付近であろうが、民間のことで入札をして、入札すれば安くなると思われてますか、今まで変わらないと思われてますか、どうですか。

○事業管理課長

競争により安くなるというふうに考えております。

○瀬戸委員

であれば、市外とか市内に分けないで全てすべきじゃないですか、どう思われますか。

○事業管理課長

その点に関しましては、今後十分にいろんな面から検討してまいりたいというふうに考えております。

○瀬戸委員

そのいろんな面というのは、安全とかそういうことを言われているんだろうと思いますけど、当然、乗降するときはお客様の安全というのは必ず頭に置いてやらなくちゃいけない。しかし全体的に今まで委託でずっとやってきたわけですね。競争させれば、いわゆる安くなるとわかっているならばやっぱり競争してですね、きちっと少しでも、今こういう時期ですから、年間5000万円が4000万円になれば1000万円安くなるわけでしょう。そういうことをきちっと考えて対処してやってください。要望しておきます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

( 他になし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第7号 平成24年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第9号 平成24年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農業土木課長

「議案第9号 平成24年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」の説明をいたします。予算書の355ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2222万2千円とするものであります。

事項別明細により、歳出から説明いたします。予算書の359ページをお願いします。歳出につきまして、1款1項1目一般管理費において、火災等保険料、事務委任負担金などを132万1千円、2目施設管理費につきましては維持管理委託料などを689万1千円とし、2款1項1目の公債費を元金941万円、2目の利子を360万円とするものであります。

予算書の358ページをお願いします。歳入の説明をいたします。歳入につきましては、1款1項1目の事業分担金を17万円、2款1項1目の使用料を518万5千円とし、3款1項1目の一般会計繰入金を1686万6千円とし、歳入歳出の収支バランスをとっております。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

これは旧筑穂町の内野地区の内容だと思えますけど、どうなんですか、いろいろ対応されておると思いますが、計画戸数が資料によると179で対象戸数が166、現在104接続しているけれど、そのうちの4戸が休止中だというふうに資料でなっておりますけど、増やしていかないとだめなんだろうけれど、家庭の事情等でなかなかつなぎこみをしないということは以前お聞きしてますんで承知してますけど、ただつないでいるところが止まっていったら結局収入が増えないということになりますよね。それで持ち出しが多くなるということになるわけですけど。まず接続をお願いしておるのかどうかということが1つ、また何で止まっておるのかというのが1つ。この点について説明をお願いいたします。

○農業土木課長

現在、つなぎこみにおきましては理事さんとお話を今月に入っていたしたわけでございますけれども、その中で今月の終わりから職員と戸別訪問をしてつなぎこみを行っていきたいということで考えてはおります。それから先ほど申されました、加入がふえない理由ということで

ございますけども、これは旧長崎街道の内野宿ということで井戸が非常に多くございまして、なかなか家の改良をするにも結構なお金を要するというので、なかなか加入が促進できないということもございます。

○道祖委員

だから接続104戸してうち4戸がいま利用してないと、止めているという資料になってますよね。だから心配してるのは、特に内野地区というのは高齢化の比率が高いんじゃないかと、人口が減っていつている可能性があるんじゃないかと、ふやさなくちゃいけないところが現実的には減っていつているという形になっていくと、やはりこの会計が非常に苦しくなってくる。苦しくなってくると一般会計からの持ち出しが多くなってくるという理屈になりますからね。だからその辺が、現実、どういうふうにとらまえて、今後どうやっていくかということ対策を打っていかないといけないと思ってます。そういうことなんですよ。それに対してどうするのかということをお尋ねしてるんで、答弁できないなら、ただこの指摘だけはしときますけど、努力しないとこれ減っていく可能性がありますよ。この点だけ指摘しておきます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○瀬戸委員

道祖委員とまったく同じことを聞こうと思ったんですけど、それとですね、これは処理能力というのは、ここに書いてある179戸全世帯がつなぎこんだとして、どのくらいのまだその処理能力があるというか、余るかというか、その辺はどうなのでしょう。

○農業土木課長

この施設の処理能力というところでございますけども、いま211立米というかたちの処理能力を持っております。それで人員に換算しますと780人分、いま加入されている方が560人ぐらいございますので、十分処理能力は持っていると思います。

○瀬戸委員

じゃあ、もしあと対象戸数の60戸ぐらいがおつなぎになればいっぱいということですか。

○農業土木課長

全戸加入されましても、20名から30名程度の処理能力の余裕はございます。

○瀬戸委員

いま道祖委員言われたように、一般会計からの持ち出しが多いということで、これをもし60戸の皆さんがつなごうとなった場合は持ち出しはもうなくて済むのか、試算されていますか。

○農業土木課長

これは166戸いま現在ございますけれども、ここの部分で全戸加入というところで概算で作成しておりますけども、概算では約840万円の収入となりまして、だいたい20万円程度の黒字になると。ただ償還の部分が平成42年度までございますので、その部分の持ち出しがあると思います。

○委員長

他に質疑はありませんか

○小幡委員

関連しまして、市債の償還元金がありまして、これに対して利子が360万円計上されてますが、これは利率的には何%になりますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：26

再 開 10：28

委員会を再開いたします。

○農業土木課長

全体からいたしますと約2%弱でございます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

( 他になし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○瀬戸委員

賛成の立場で討論いたしますが、とにかく先ほど委員がおっしゃったように、つなぎこむ努力を最大限にやってもらわないといけない。これ農業集落排水は私はいいと思ってるんですよ。上のほうからね、だんだんその農業集落排水が、採算が合うのであればですよ、つくっていただければ、川のほうがきれいになっていくことがわかってますので、ぜひ頑張ってそういう礎になるような運営をしていかれて、次に広がっていくようにしていただきたいということをお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○委員長

他に討論はありませんか。

( 他になし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第9号 平成24年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第10号 平成24年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林課長

「議案第10号 平成24年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」について補足説明いたします。予算書の363ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8484万5千円と定めるものでございます。

内容の主なものについて、事項別明細により歳出のほうから説明いたします。367ページをお願いいたします。

1款地方卸売市場費、1項地方卸売市場費、1目一般管理費1568万9千円は職員2名の給与等です。

2目市場管理費の計1714万4千円を市場施設の維持管理に係る経費として計上しておりますが、そのうちの主なものとしては368ページをお願いします。13節委託料として冷凍庫等点検、電気施設設備保安業務、消防施設保守点検等496万7千円を、15節工事請負費として各所補修工事600万円を、19節では青果部・水産部協力会交付金計204万9千円を計上しております。

2款公債費、1項公債費では、5101万2千円を市債償還金として計上しております。

次に、3款予備費、1項予備費として100万円を計上し、歳出合計8484万5千円を計上しております。

続きまして、歳入について説明いたします。366ページをお願いいたします。1款使用料及び手数料、1項使用料の1目地方卸売市場使用料5926万3千円は、長引く景気低迷の影響等により、売上高が伸びず対前年比401万9千円の減となるものです。

次に2款繰入金、1項1目一般会計繰入金として2378万5千円を計上しております。

4款繰収入、1項1目雑入179万6千円では、主なものとして水産物部汚水処理施設維持

管理費負担金は処理費の実費を卸売業者から負担金により繰り入れるものです。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

卸売市場を民営化するという、行革の中で出ておりましたが、それは今どのように進んでおるのですか。

○農林課長

土曜日の新聞で庁舎の候補地から卸売市場用地が外れたということが報道されておりましたが、現在のところ庁舎用地ということで候補地として上がっておりましたことから、その後の交渉につきましては以前からお答えいたしておりましたとおり、大筋で合意をいただいているということで、その後の進展につきましてはこれからということでございます。

○瀬戸委員

おおよその合意をいただいていると。これは青果も魚も花きも全てということですか。

○農林課長

そのように理解をいたしております。

○瀬戸委員

私が聞いているところはちょっと違うんですけど、その辺はここで言ってもどうしようもありませんけど、これは今2千何百万円かは一般財源に持って来れると。ということは、黒字ということなんですか。

○農林課長

一般会計から繰入金として2378万5千円繰り入れをいたしております。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○小幡委員

その歳入の件、繰入金ですが、平成23年度が1540万円台で、今回2370万円、約800万円強を余計に繰り入れしていますが、上がった主な理由をお教えてください。

○農林課長

繰り入れ増のまず1つ目でございますが、先ほど説明のところでも申し上げましたけども、いわゆる景気低迷の影響等によりまして各市場の売り上げが落ち込んできております。そのことによりまして、収入となります市場使用料が減額になってきているということが1つございます。2点目といたしましては、各市場それぞれ相当老朽化をいたしております。そのことから各所工事費として600万円の修理費等を計上させていただいている、この2点が主なものでございます。

○小幡委員

いま景気低迷で売り上げが減という説明を受けましたが、市場の売り上げ減に伴って歳入が減るということは、飯塚市への繰り入れが出てこないということは、市場の使用料はどのような基準で決められているんですか、年間の使用料。

○農林課長

使用料につきましては2つございまして、1つが市場の施設使用料とそれからその売り上げに伴って0.3%の売り上げに対する使用料ということでそれぞれいただいております。市場の施設使用料につきましては定額でございますが、市場使用料と申しますのが売り上げによりまして変動いたします。売り上げが落ちますとその0.3%ということになりますので、必然的に市場使用料のほうも落ちてくるということでございます。

○小幡委員

わかりました。施設の使用料は定額でしょう。売り上げ減に伴って0.3%ダウンしていく

ということでしょうか、最低の下限と、いくらが最低というのは決めているんですか。

○農林課長

最低というのはございません。ですから、売上げが減れば減る分だけ使用料も落ちてくるということでございます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

( 他になし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第10号 平成24年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第11号 平成24年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第11号 平成24年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」について補足説明をいたします。予算書の375ページをお願いいたします。第1条 歳入歳出予算の総額は、それぞれ6052万円とするものでございます。

事項別明細により歳出から説明いたします。379ページをお願いいたします。歳出につきましては、1款1項1目の一般管理費において職員給料などを935万6千円、2目の駐車場管理費2719万6千円とし、駐車場施設の維持管理に係る経費として計上しております。

そのうちの主なものとしては、13節委託料として飯塚市営駐車場指定管理2349万8千円、27節公課費では消費税254万7千円としております。

380ページをお願いいたします。2款1項公債費では、元金2235万3千円、利子61万5千円としております。

続きまして、歳入について説明いたします。378ページをお願いいたします。歳入につきましては、1款1項1目の駐車場使用料として3751万円としております。

4款1項雑入の12万8千円につきましては、駐車損害金であります。

2款1項1目の一般会計繰入金の2288万1千円は、歳入歳出の収支により繰入金となっております。また、12月14日の本委員会において駐車場使用料及び利用台数について資料要求がありましたので、提出させていただいています。お手元の資料に基づき、その実績をもとに当初予算を計上しております。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

1点だけ確認させていただきますけど、市債償還元金が平成24年度9月償還終了というふうになりますですね。単純な話、これがなくなれば一般会計から繰り出しをしなくてもやっていけるということになっていくというふうに考えていいでしょうか。

○土木管理課長

一応できるように考えております。

○道祖委員

ということになれば、これからやっとな借金が消えたから車を停めていただければそれだけ収入がふえるというふうになるわけですけれど、現実的には毎年駐車台数が少なくなっていて、

非常に今日まで苦勞されておるわけですが、これ中活が進んでいけば当然まちに来る人たちが、中心市街地に来る方が多くなるので、ここを利用される方が多くなってくるというふうに思っておりますけど、その辺の見通しとか、そういうことについては考えておるのかどうかだけ確認させてください。

○土木管理課長

いま中心市街地活性化のほうと打ち合わせはさせていただいておりますけど、まだどういふふうな状況かはちょっとはつきりわかりませんが、うちのほうとしましては駐車台数がふえてくるのではないかなという期待はしております。

○道祖委員

従来から商店街を利用されるお客さんの立場からすれば、駐車代金を払うのがやっぱり郊外に無料の商業施設がありますので、払いたくないという考えであまり中心市街地を利用しないという傾向があるようではありますけど、償還が終わってですね、地元の駐車場経営者との兼ね合いもあるんですけど、これは無料にしていくのか。先ほど言ったようにこれからその収益が上がってくるわけですが、収益を上げる方向と利用率を高めて中心市街地の活性化につなげていくという2点があるわけなんですけど、金がないから市は金が欲しいという立場であるわけですが、その辺の兼ね合いをどういふふうにしていくのかということを考えて取り組まれているのかどうか。いらんこと質問するとまた答弁がきついかわかりませんが、その二面性があるということを理解して中活と相談して、適性な料金を定めていく必要も出てくるのではないかと思いますので、その辺も十分考慮してですね、やっていただきたいということを要望して終わります。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○松延委員

2、3ちょっとお尋ねいたします。これは昨年の決算委員会の際もちょっとお尋ねしておりますね。要するに使用料が減ってきたということと言いながら、この支出のほうの一般管理費、前年度より上がっているんです。後ろのほうを見ると、要するに給与の高い方がこの管理に携わっておられるというふうなことで予算をつけられておりますけど、確か去年の決算のときに私、その点ちょっと指摘しておるはずですよ。だから、100%この駐車場の管理にこの方がかかわるということですか。この点私は、収入が少なくなるところに、逆に一般管理費でふえておるところに、僕は一つちょっと問題だと思っておりますけど、どうですか。

○土木管理課長

この職員の給料の増額なんですけど、職員の事務経費と言ったらおかしいんでしょうけど、職員給与の一番安い職員をあてた状態で、こういうような状況で幾分か昨年より上がっております。昨年あてておりました職員はいま産休で休んでおりますので、その代わりで職員をあてておりますので、申しわけございませんけど、若干その分は上がってきておると思います。

○松延委員

そうなってくると、もう1回質問せないかん。基本的には代理とかそういうことじゃなくしてですね、ここはやっぱり下げるべき、だからそういう人的配置すべきじゃないんですかね。だから、もう単純に言いますと、去年の比較ですよ、前年予算の中での221万6千円。だからこの中で935万6千円かかってますけれども、年齢的に41歳6ヶ月のいま課長が給料の一番安い人をここに配置しましたという言い方ですけど、ちょっと違うんじゃないですか。

○土木管理課長

いま一番若いというのは現在配置されている職員でございますので、新年度でまた新たに人員の異動があれば、またそれなりの若い職員が配置になれば充てていきたいと思っておりますので、そのところ職員の給与の関係になりますので、人事との打ち合せもさせてもらわないか

んとかかなと思っております。現在の職員で割り当てればこのような状況になってきておりますし、この職員が配置された時点でまたできるだけ安い形で考えたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○松延委員

それでは土木管理課のほうから主体的にですよ、人事の配置について要望してください。お願いします。

それで今回質問したのは、要するに2項の13節委託料ですね、駐車場指定管理委託料、これはどちらにされているんですかね。

○土木管理課長

シルバー人材センターでございます。

○松延委員

収入も減ってきておると。昨年度駐車場の件でシルバーさんのほうから要望がありまして、ちょっとした駐車場への入場・退場の際の機械ですかね。雷か何か落ちて、そういうものが壊れたので修理してほしいというような要望があっているはずですよ。確か私もそういう件で課長のところに申し上げましたけれども、これ何年か先、中活でどうせ金がかかかりますからやられませんか。だから私が今回聞いたのは、221万6千円の人件費を上げる余裕があるのならそういうふうな駐車場収入があるんですから、減と言えども収入は入ってきているんですよ、使用料として。だからそこに金をかけてください、投資してくださいよ。収入がなくてただ出すばかりやったら、無理は言いませんけど。収入が今回も3751万円、要するに本年度の先ほどの台数等を見込んでこういう収入の予算を組みましたということですから。収入が全くないのならばですね、金がかかってますからちょっと待ってくださいの話はわかるけど。収入は現にあってるんですからね。だから、そういうところにやっぱり人件費を約220万円も上げるのであれば、ちょっとそういうふうな指定管理者のほうからですよ、ちょっと要望が出たら、ある程度、要するにスムーズに車の出入りができるようにちょっと配慮すべきじゃないかなと思いますけど、どうですか。

○土木管理課長

いま言われたシルバー人材センターからの要望の分については、本町駐車場じゃないかなとは思っております。本町駐車場の利用台数がこの3施設の中で一番少なく、収入も少ない状況でございます。その本町駐車場のほうの形態関係を若干変えていこうかなというように、内部でも検討しております。今シルバー人材センター職員1人を置いておりますけど、管理人を置いておりますけど、自動開閉機的なものができればというような形で、できるだけ人件費のかからないような形の処置を、いま中活との兼ね合いの中でもちょっと話はしていこうかなという思いはしております。

○松延委員

中活まで時間がかかるということですね。ただ、いま一番雇用が少ない中でですよ、シルバーさんに対していらんというような、そういう答弁はちょっとやめてくださいよ。だから僕が言っているのは、職員の220何万円も出てきている部分があるとやったら、そこらへんのところを配慮していただきたいということを言ってるんですから、人がいないようになるように自動式にしますとか、まだそういうのはここで私はちょっとですね。いま1日5時間でもいいんですよ。2時間でもいいんですよ。そういう働きたい人がいっぱいいますので。ただ中活の分があるとされましたから、急いで自動式にうんぬんということやなくして、職員の人件費がそれだけちょっと削減してでも何とかしましようというような、ちょっと配慮をさせていただきたいと思っております。もうこれ以上言いません。終わります。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○小幡委員

道祖委員の質問に関連しますが、平成24年度の歳入が使用料で3750万円ありますよね。一般会計の繰入金償還が終了するというので、次年度繰入金もう要らなくなった場合にですね、駐車場の使用料が3750万円あがって、歳出は駐車場管理費としては2720万円、差し引けば1千万円ぐらいの黒字になるという考えで、単純によろしいのでしょうか。

○土木管理課長

歳入については、約3750万円を今年度上げさせていただいております。歳出については、駐車場の管理費が約2720万円、それと一般管理費的な人件費的なものが要りますので、だいたいとんとか、少し黒字になるのではないかなと思いはしております。

○小幡委員

わかりました。また関連で申しわけないんですけど、収入を入れる立体駐車場と本町と東町の駐車場がありますけども、これは車が止まればお金が入ってくるということで構わないんですが、本庁ののがみプレジデントホテルの両側の駐車場、特に向かって右側ですね、この駐車場は庁舎に来客されるのが目的の駐車場が無償でということなんでしょうけども、いま確定申告等の時期で駐車場満杯でしょう。議会がダブリまして止める所がないと。ほとんど車を止めたらのがみのほうに行かされると、昼も夜も。あそこはのがみの専用駐車場ですか、というクレームがかなり来ております。当時、夜間はチェーンとかですね、管理の方がおられたみたいですが、今の現状としては野放し状態になっておりますが、この状態で行くのか、将来庁舎の建て替え等も検討されておりますんでね、先の話でしょうが、当面どういった使い方を管理側としては考えられているのか、ちょっと教えてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:55

再 開 10:55

委員会を再開いたします。

○小幡委員

ということで収入には関係ありませんが、利用状態、今の現況、そのようなクレームが来ますので、市として総体的な考え方をとってください。要望しておきます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

( 他になし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第11号 平成24年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第12号 平成24年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○産学振興課長

「議案第12号 平成24年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」について、補足説明申し上げます。予算書385ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4681万5千円と定めるものでございます。

内容の主なものについては、事項別明細により歳出のほうから説明いたします。389ページをお願いいたします。1款1項工業用地造成事業費、1目鯉田工業団地管理費については、

施設維持管理に係る草刈等手数料として225万8千円、排水ポンプ稼働に係る通年の電気使用料として、光熱水費35万7千円、保守点検委託料25万7千円など、287万3千円を計上いたしております。

2款1項公債費につきましては、鯉田、目尾工業団地造成事業費の起債償還費用として、1目元金1億4186万円、2目利子108万2千円、合わせて1億4294万2千円を計上いたしております。

続きまして、歳入について説明いたします。388ページをお願いいたします。財産収入1項財産運用収入、1目財産貸付収入につきましては、目尾工業団地内及び鯉田工業団地周辺管理地内の電柱占用に係る使用料収入として1万4千円を計上いたしております。

繰入金1項1目一般会計繰入金として1億4680万円を計上いたしております。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

今回、鯉田工業団地にトヨタの関連のタイセイプラスさんという会社が来られるということをお聞きしております。契約がもう終わって工事にもそろそろ着工される頃じゃなかろうかと思ってるんですが、この契約形態についてどういう契約形態をとられているのか、お尋ねいたします。

○企業誘致推進室主幹

後ほど議案でご説明いたします。

○瀬戸委員

取り消します。

○委員長

他に質疑はありませんか。

( 他になし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第12号 平成24年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第15号 平成24年度飯塚市水道事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○上下水道部総務課長

「議案第15号 平成24年度飯塚市水道事業会計予算」について、補足説明をいたします。別冊になっております予算書の1ページをお願いします。予算第2条の業務の予定量につきまして、年間総給水量1440万3343立方メートルを予定しております。

次に、予算第3条の収益的収入及び支出でございますが、収益的業務の収入といたしまして20億3666万4千円を、また2ページで支出として19億6907万3千円を計上いたしております。

次に、予算第4条の資本的収入及び支出でございますが、資本的業務の収入といたしまして14億6751万3千円を、また3ページで支出として23億1492万円を計上いたしております。

また、第5条で、債務負担行為として、上下水道マッピングシステム開発委託料を平成24年度から25年度まで限度額として7037万1千円を、内野浄水場浄水施設新設工事を同じく平成24年度から25年度まで限度額として2億5500万円計上しております。

次に、主な内容について予算明細書によりご説明いたします。27ページをお願いします。予算第3条の収益的収入でございますが、1項1目給水収益で水道料金19億1810万7千円を計上いたしております。

29ページをお願いします。収益的支出でございますが、人件費・委託料・動力費等の経常経費を計上いたしております。

39ページをお願いします。予算第4条の資本的収入でございますが、主なものといたしまして1項1目企業債7億660万円、2項1目出資金7億660万円、3項1目国庫補助金630万円を計上いたしております。

40ページをお願いいたします。資本的支出の1項改良事業費でございますが、1目配水施設改良費2億425万円と、次ページの2目諸施設改良費7802万2千円の中で延べ24件の工事費を計上いたしております。

43ページをお願いします。2項の新設事業費でございますが、1目配水施設新設費1億3267万円の中で9件の工事費を計上いたしております。

44ページをお願いします。3項の第8期拡張事業費でございますが、1目拡張事業費12億920万円の中で9件の工事費を計上いたしております。

46ページをお願いします。4項1目企業債償還金4億5734万6千円を計上いたしております。

なお、お手元に予算資料といたしまして、各企業会計の予算収支総括表及び工事概要書などを配付いたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

債務負担行為の中で上下水道のマッピングシステム開発委託料が出てきておりますけれど、マッピングとは地図等による管理と考えていいですか。そのマッピングシステムというものの概要説明をお願いいたします。

○上下水道部総務課長

まず最初の現在上下水道局で使用しておりますマッピングシステムでございますけども、合併前からの旧市町のシステムでございますので、今回統一するものでございます。基本的には水道管、下水道管の配管図がメインでございます。

○道祖委員

配管図ですと言われるとそうですかというのはわかるんですけど、大体どこにどういうふうに配管されてて、敷設図が、竣工図が大体こういうやつはあるんですよ。それを統一することなんですか。システムと言ってるから、どういうことなのか。コンピューター管理という形でやっていくのか、それとも今まで台帳管理してたやつを端末叩いたらぱっと画面が出てくるようにしますというようなことをやるの。

○上下水道部総務課長

失礼しました。旧町のときから電算システム上で、さっき言いました水道管とか下水道の管路の管理をしてきておりましたので、今回旧市町に統一性がなくてそれぞれのシステムで行っておりますので、今回システムを統一いたしまして、電算上で例えば道路台帳上の中での配管状況、下水道管の状況、それからいま言われましたように工事の竣工に伴います管理を今後システムの中でやっていこうということでございます。

○道祖委員

そういう統一のシステムをつくっていくということですけど、この統一のシステムというのは計上されておりますけど、7037万1千円の予算でやっていくということなんですけれど、これはどういうところにシステム開発をお願いしようとしてるのか、お尋ねいたします。

○上下水道部総務課長

上水道だけでは7000万円なんですが、後で下水道のほうの予算説明の中で3000万円ほど出てきますので、総額は1億円ほどのシステム開発の契約をしております。まだ委託をどこにするというのは決定をしておりますけれども、そういった上下水道局のよいマッピングシステム等されている企業を、まずは公募をかけまして、提案型でのプロポーザル方式というもので選考はしていきたいと考えております。

○道祖委員

いやいや、なぜこれを質問するかって言いますとね、大手はおそらくこういうことはやっている事例をいくらかも持っていると思うんですよ。ただ問題はその経済部局でやっているトライバレー構想とかそういう中で、やはり地元企業の情報化産業の育成という問題がありますので、公募方式というのは、ぜひよろしくお願ひしたいんですけどね、やはり地場産業の育成という立場から考えていったときにその辺の配慮も1つですね、おっしゃるように1億円もかけてやるならばメインは大手がとるかもわからないけれど、システムをつくるころの何らかの手伝いが地元の企業でできるものがあれば、そういうふうにより働きかけていくことも必要じゃないかと思っておりますので、その辺も考慮しながらですね、取り組んでいただきますよう、よろしくお願ひいたします

○委員長

他に質疑はありませんか。

○道祖委員

43ページで新設事業費の工事請負費の中で勢田・鹿毛馬地区配水管及び配水支管布設工事、これはどういう内容なのか、確認させていただきたいんですけども。

○上水道課長

現在、潁田地区で整備事業を進めておりますけれども、いま勢田配水池の完成に伴って潁田地区の整備を行っております。有収率の向上がまだ見込まれていませんので、潁田地区内の老朽管を取り換える工事でございます。

○道祖委員

そうですか。その内容についてはとりあえず理解したということで細かいことはお尋ねしないで、次にお尋ねいたしますけど、内野の浄水場の新設工事が債務負担行為で出されておりますけど、内野は今まで上水は通ってなかったということではないんですかね。

○上水道課長

今回の内野浄水場の新設工事ですけども、いま委員が言われましたように、内野地区は筑穂地区の水を給水しております。今回の事業につきましては、今ある内野浄水場につきましては、地下水を水源とした浄水場でございますので、滅菌だけの浄水場でございますので、厚生労働省の指導に基づいてろ過装置をつけなさいということがございましたので、平成24年度、25年度の2ヵ年にわたってろ過装置の新設を行うための事業でございます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

( 他になし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第15号 平成24年度飯塚市水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第16号 平成24年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算」を議題と

いたします。執行部の補足説明を求めます。

○上下水道部総務課長

「議案第16号 平成24年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算」について、補足説明をいたします。予算書の47ページをお願いします。予算第3条の収益的収入及び支出でございますが、収益的業務の収入といたしまして2431万円を、また48ページで支出として3864万9千円を計上いたしております。

次に、予算第4条の資本的支出でございますが、277万8千円を計上いたしております。

次に、主な内容について予算明細書によりご説明いたします。65ページをお願いします。予算第3条の収益的収入でございますが、1項1目給水収益の531万1千円は現在給水契約を結んでおります5事業所の水道料金を計上しております。

66ページをお願いします。収益的支出として人件費等の経常経費を計上いたしております。

69ページをお願いします。資本的支出でございますが、1項1目諸施設改良費277万8千円につきましては、工事費1件を計上しております。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第16号 平成24年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第17号 平成24年度飯塚市下水道事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○上下水道部総務課長

「議案第17号 平成24年度飯塚市下水道事業会計予算」について、補足説明をいたします。予算書の71ページをお願いします。予算第2条の業務の予定量につきまして、年間総処理水量626万5709立方メートルを予定しております。

予算第3条の収益的収入及び支出でございますが、収益的業務の収入といたしまして13億3488万4千円を、また72ページで支出として12億9823万円を計上いたしております。

次に、予算第4条の資本的収入及び支出でございますが、資本的業務の収入といたしまして、13億521万7千円を、また73ページで支出として19億8504万2千円を計上いたしております。

また、第5条で、債務負担行為として水洗便所等改造資金利子補給金及び上下水道マッピングシステム開発委託料を計上しております。

次に、主な内容について予算明細書によりご説明いたします。93ページをお願いします。予算第3条の収益的収入でございますが、1項1目下水道使用料で9億366万7千円を計上いたしております。

94ページをお願いします。収益的支出でございますが、人件費・委託料等の経常経費を計上いたしております。

103ページをお願いします。予算第4条の資本的収入でございますが、1項1目企業債6億7280万円を計上いたしております。

2項1目国庫補助金の5億4250万1千円は、下水道事業費に対する国の交付金を計上したものであります。

104ページをお願いいたします。資本的支出でございますが、1項1目施設整備費8億6721万8千円で10件の委託料と12件の工事費及び次ページの浸水対策事業に伴う負担金を、2目施設改良費3億260万円で2件の委託料と5件の工事費を計上いたしております。

107ページをお願いします。2項1目企業債償還金5億6763万1千円を計上いたしております。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第17号 平成24年度飯塚市下水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:20

再 開 11:30

委員会を再開いたします。

次に、「議案第24号 飯塚市同和地区の水洗便所等改造助成条例を廃止する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○下水道課長

「議案第24号 飯塚市同和地区の水洗便所等改造助成条例を廃止する条例」について、補足説明をいたします。議案書の11ページをお願いします。平成13年度に地域改善特別措置法が失効したことに伴い、福岡県が独自に10年間の時限立法を設け継続してまいりました同和地区排水施設等整備事業費補助金が平成23年度末をもって失効することに伴い、同様に本市の同和地区水洗便所等改造助成制度を廃止するものであります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第24号 飯塚市同和地区の水洗便所等改造助成条例を廃止する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第27号 飯塚市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農業土木課長

「議案第27号 飯塚市農業集落排水処理施設処理施設条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。議案書の20ページをお願いいたします。この改正につきましては、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴いまして外国人登録制度が廃止されるものでございまして、議案書の21ページに新旧対照表を添付いたしておりますが、旧条例では「住民基本台帳又は外国人登録原票によるもの」となっていたものが「住民基本台帳によるもの」となったことにより、本案を提出するものでございます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第27号 飯塚市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第28号 飯塚市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び飯塚市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○上下水道部総務課長

「議案第28号 飯塚市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び飯塚市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をします。議案書の22ページをお願いします。今回の条例改正は一括法による下水道法の改正により、公共下水道事業計画の国土交通大臣による認可制度が廃止されたことに伴い、関係する条例を改正するものであります。

新旧対照表で説明いたします。23ページをお願いします。まず、飯塚市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例につきましては、第3条第3項第1号中、下線部分の「規定による認可を受けた区域」を「規定により市が定めた事業計画の区域」に改正するものであります。

また、飯塚市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例につきましては、第2条中「飯塚市公共下水道事業認可区域（以下「認可区域」という。）」を「飯塚市公共下水道事業計画区域（以下「事業計画区域」という。）」に、第3条第1項中「認可区域」を「事業計画区域」と改正するものであります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

お尋ねいたしますが、通常、下水道の整備についてはこれまで事業計画を持って、そして取り組んできてますよね。当然そして国に対して認可して、認可区域というのがあったわけですね。認可区域という言葉がこの下水道法から全て消えるというふうに理解していいんでしょうか。

○上下水道部総務課長

そのとおりでございます。

○道祖委員

となればですね、今まで事業計画があつて、認可区域があつて、認可区域があるから国と相談しながら5年に1回くらい整備をするのに県と国と話をしながら、どこの範囲まで広げていきたいと思いますかということをやったと思うんですよ。それがしなくてよくなるということになってくるんですか。今までその中で交付税が出てきていたと思うんですよね。要は、事業を進める中でこういうふうに法が改正になっていったときに、整備に対してどういう影響が出てくるのか。

○上下水道部総務課長

国土交通省大臣の認可は不要になりましたけれども、都道府県知事との協議は残っております。いま質問委員言われました今後の補助等の動向でございますけれども、変更はないものというふうに思っております。

○道祖委員

ちょっと不安というか、ちょっとわからないのは、地方一括交付金で来た中でやれとかそういうふうになっていくのかどうか。それとは関係ない、きちっと事業計画を県と協議していけば、それが交付金として入ってくるという従来どおりというふうに理解していいんですか。

○上下水道部総務課長

現在、国の方向といたしましては社会資本整備交付金ということで、一本化で指導等は来ておりますけども、なかなかそれでは上下水道局といたしましても事業の継続性等いろんなものが心配ございますので、その分につきましては市長部局の分と下水道部分とは切り離していただくように、国のほうには要望しているところでございます。

○道祖委員

国に対する要望はわかりましたけどね。しているということですが、この地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨からいけば、あなたがおっしゃった社会資本整備交付金ですか、それに入ってきてくられてしまうんじゃないかと思うんですよね。そのときに何が起こるかという、縦割り行政ではだめだと思うんですよね。今まで従来どおりではおそらくだめになってくるんじゃないかと。市としてどれが優先事業なのか、公共下水道を整備するのが第1優先なのか、道路をつくるのが第1優先なのか。これはあの踏切の改良もこれに入ってくるんですよね、確か社会整備資本の交付金に。そういうやつが何に使えて、何に予算の中の主体性を持っていくのかということ、きちんと関係部局で話し合いをしながら予算を今後組んでいかないといけなくなります。今回と思うんですよね。今年度はまだいいですよ。他のやつやら参酌基準のやつは1年間余裕があるから。だから来年度からの予算の組み立てというのはある程度従来と違ってくるのかなというふうに思いますので、私が勝手に思っているだけで行政のほうは全然関係ないんだと言うんだったらそれはそれで結構ですけど、どういうふうになっていくか研究してですね、機会があればお示しをいただけないかと思いますが、そういうことができますか。

○上下水道部総務課長

質問委員の言われるとおりでございます。今回、市長部局とはその部分につきまして十分協議をしていきたいというふうに思っております。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○瀬戸委員

今回、認可区域が事業計画区域ということで、いままで認可区域の中で網掛けをすると一般の家庭の浄化槽、家庭用浄化槽の補助金が出ないということでしたけど、今回その事業計画、市のほうがこう定めてここまで入れますよということになったら、これはまた前と同じような形になるのでしょうか、どうでしょうか。

○下水道課長

認可区域というものがなくなっただけで、今度は策定計画区域としては、用語が変わっただけだというふうに思っております。今までと補助の内容については変わりません。策定区域に入っておれば、前は認可区域の中に入っておれば浄化槽の補助金が出ないということでございます。今度は認可区域を策定計画区域というふうに変えたんですけれども、それでも前と同じでございます。補助金が出ないということです。

○瀬戸委員

もう1点、いわゆる言葉が変わっただけで、その辺のことは何も変わらないと。予算の件はですね、いろいろ変わってくるんでしょうけど、全くそのいままでの合併浄化槽に関することについては全然変わらないということですね。再度確認しておきます。

○下水道課長

そのとおりでございます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

( 他になし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第28号 飯塚市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び飯塚市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第29号 飯塚市水道事業等及び下水道事業の剰余金の処分に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○上下水道部総務課長

「議案第29号 飯塚市水道事業等及び下水道事業の剰余金の処分に関する条例」の制定につきまして補足説明をいたします。議案書の24ページをお願いします。今回の条例制定は、先に説明いたしました一括法による地方公営企業法の改正により、法定積立金の積立義務が廃止され、条例の定めるところにより、利益及び資本剰余金の処分が可能になったことに伴い、必要な事項を定めるものであります。

第1条では、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、水道事業他2事業において、毎事業年度生じた剰余金の処分について必要な事項を定め、健全な運営に寄与することを目的と定めております。

第2条第1項では、各事業で生じた利益について、法第32条第1項の規定に基づき、前事業年度から繰り越した欠損金を埋めた後の残額の20分の1を下らない金額を企業債の償還に充てる減債積立金に積み立てなければならないと規定し、第2項では前項で減債積立金に積み立ててなお利益に剰余金があるときは、全部又は一部を利益積立金又は建設改良積立金として積み立てることが出来ると規定しております。その他の利益の処分は議会の議決を必要と定めております。

第4項及び第5項では、あらかじめ議会の議決を経た場合を除き、各積立金を目的外には使用が出来ない旨を規定しております。

第3条では、毎年度生じた資本剰余金は、源泉別に内容を示す名称を附した科目に積み立てること、第2項では補助金等で取得した資産が滅失した場合等において、損失を生じたときは、これに該当する資本剰余金を取り崩して損失が埋められること、これによらない剰余金の処分は議会の議決が必要であることを定めております。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第29号 飯塚市水道事業等及び下水道事業の剰余金の処分に関する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第33号 土地の処分(鯉田工業団地)」を議題といたします。執行部の補足

説明を求めます。

○企業誘致推進室主幹

議案第33号 土地の処分について、補足説明をいたします。議案書の32ページをお願いいたします。鯉田工業団地は平成22年の分譲開始以来、長引く不況等の影響からなかなか誘致に至っておりませんでした。このたび愛知県の自動車部品メーカーである株式会社タイセイプラスから譲り受けの申し込みがあり、昨年12月に立地協定の調印を行ったところでございます。

株式会社タイセイプラスは、愛知県清須市に本社を構え、国内6拠点、海外2拠点で事業展開しているプラスチック製品を主とした自動車部品メーカーでございます。

同社は、平成19年から市内上三緒工業団地内におきまして土地・建物を賃貸して事業を行っていましたが、今回、本格的に九州での活動の拡大を計画し、新たな用地の取得を希望されたところでございます。

担当課といたしましては、雇用の創出、地域の活性化等の観点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、34ページに見取図を添付しておりますが、鯉田工業団地第2区画のうち南側の約半分を株式会社タイセイプラスに売却したいと考えております。

なお、交渉段階におきまして、企業側から出来るだけ初期投資を軽減したいとの申し出があり、既に津島工業団地でも導入しております使用貸借特約付分譲制度を活用したいと考えております。使用貸借特約付き分譲制度につきましては、33ページの中ほどに記載いたしております。

内容といたしましては、当初10%の契約保証金を納入いただきまして、その後1年目から3年間は無料、4年目から10年目までは固定資産税相当額を納入いただきまして、10年後に残りの金額を納入いただくこととなります。その後所有権移転の手続になるといったところでございます。

分譲面積は12,000.03平米、分譲単価は平地部分で平米8,100円、法部分で平米810円、売買価格は9576万1778円でございます。

株式会社タイセイプラスは本社が愛知県清須市桃栄4-146、設立は昭和35年、資本金は1940万円、現在の国内での従業員数は160名でございます。

なお、社屋等の建設にあたりましては、でき得る限り地元事業者を活用いただくようお願いしております。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

1点お尋ねします。上三緒工業団地に今まではありますよね。これは賃貸ということですが、この上三緒工業団地はその後どのようなになるんですか。

○企業誘致推進室主幹

この土地はもともと入居をされておられました企業が、平成19年当時事業を一たん終結しておられまして、空き家の状況になっていたところを不動産屋さんのご斡旋されたというふうに関及しております。ここが空き家になりますのでまた同じように次の企業を探すということになるといいですか、私どもといたしましてもこれを情報といたしましてお問い合わせの事業等ございましたときには、ご紹介申し上げたいというふうに考えているところでございます。

○小幡委員

上三緒工業団地における事業収入とすれば、本市としては固定資産税が収入源であったということですか。

○企業誘致推進室主幹

上三緒工業団地の当該地の土地と建物につきましては、所有者が固定資産税を納めておられ

るという状況だと考えております。

○小幡委員

確認ですが、本市の所有した土地でも建物でもないということでもいいわけですね。

○企業誘致推進室主幹

そのとおりでございます。

○小幡委員

もう1点だけ。違約金、売買価格の30%ということになっておりますが、この違約金の担保は何か考えておられるのでしょうか。

○企業誘致推進室主幹

当初10%の契約保証金をちょうだいいたしますが、当然これは建物を建てられることになりますから、その解体費用に相当するようなものがこの違約金というふうには考えておりますけど、この企業の実績等々を勘案いたしまして規定としては30%の違約金を設けておりますけれども、そういったことには陥らないよう十分に今後もケアをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○小幡委員

結局は違約金の担保はしていないということでしょう。

○企業誘致推進室主幹

そのとおりでございます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○瀬戸委員

先ほど質疑をしようと思って、ここを出るということでやめていましたが、このタイセイプラスさんが出て本当によかったなと思っています。鯉田工業団地もこれではずみがつくんじやないかなと考えておる次第ですけど、この契約を使用貸借、土地売買契約に特約として使用貸借をつけると、10年後に買っていただくと。当然10年後にその年のいろいろな路線価とかいろんな価格で売買されると思うんですけど、それは間違いないですか。

○企業誘致推進室主幹

10年後の売買価格につきましては、本日ご提案を申し上げます9576万1778円ということで、この金額でお支払いいただくことで契約を結ぼうと思っております。

○瀬戸委員

もうこの価格で決定と。その年、年に地価が上がったりとか下がったりしていても、もうこの金額で決定したということですね。わかりました。

それともう1点。ここで使用貸借付きの売買契約にしてあるんですけど、いま定期借地権というものがあります。もしトヨタ関連の会社が自分のところは定期借地権で貸してくれないかと、いずれ売買はしないんだと、賃料を払いますということになれば、そういうことも担当課としては考えておられますか。

○企業誘致推進室主幹

特に鯉田工業団地、目尾工業団地につきましては、新たに造成をいたしました工業団地でございます。基本的には売却をしたいというスタンスは変えておりません。ただ、いま申し上げますように、時代のいろいろな移り変わりによりましてそういったことも今後検討してまいりたい、研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○瀬戸委員

先日もどこかでその研究をしてまいりたいという言葉聞いたんですけどね。それは売れば一番いいんですよ、当然。でも売れないものをいつまでも抱いて、いろんなこういう管理経費がついてするより、もしそういうところが定期借地だったらどうですかとか、使用貸借だっ

たらどうですかということ、どんどんそれでも来手があればね、もうそれは即座に定期借地権とかいうのも契約はきちっと法律で決まっているわけですから、今さら研究する必要も何もないんですよ。ただね、来られるところがそういうご希望で来られるんならね、すぐに対応しなきゃいけないんじゃないかなと考えますけど、どうですか。

○企業誘致推進室主幹

先ほども申し上げましたとおり、基本は何とか売却をしたいというスタンスが基本でございますので、そういった分も重々に考慮しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○瀬戸委員

売却で来られたら一番いいんですが、売却じゃないで使用貸借、いわゆる定期借地権で貸してくださいと来られた場合どうするんですかと聞いているんですよ。

○経済部長

いま企業誘致推進室主幹のほうで申し上げておりますが、まだ定期借地権の導入につきましては飯塚市として決定いたしておりません。質問者ご指摘のように、現在各自治体におきまして団地の有効利活用の中で25年間の定期借地権という利用が進んできている実情も承知いたしております。本市といたしましては、工業団地を造成する際にあくまでも分譲を第1の目的で造成しておりますので、現在のところまだ決定いたしておりませんが、主幹が答弁いたしましたとおり今後の1つの大きな選択肢ということでは十分認識をいたしておりますので、導入に向けた検討については今後鋭意検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○瀬戸委員

ぜひやっていただきたい。というのは、定期借地権自体は25年が30年、30年が50年で今やってるわけですね。近隣の市町村でもやってあります。そんなに今からその当然条例とかはつくって変更とかしないといけないんでしょうけど、定期借地権自体の契約というのはもう法に定めてあるわけですから、そんなに難しいことも、やろうと思ったらすぐできるわけですよ。だから、例えばトヨタの1次下請のある程度の会社が、うちは買い取りできないんだよと、定期借地権だったら出してもらいたいということであればね、絶対僕は検討すべきだと、検討すべきというより契約すべきだと思うんですよ。その辺をもうちょっと柔軟に考えていただいて、そういうことがあれば取り組んで。今すぐ来られるどうかはわかりませんが、そういうことも含んだところで取り組んでいただきたいなというふうにお願いしておきます。以上です。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○小幡委員

市の最終的な考え方だけちょっとお尋ねしますが、今回初めてですよ、この鯉田工業団地。使用貸借特約付きの売買ということになれば、他の地区もこの条件がやはり一番有利ですよ。今後これでほとんどいっちゃうという認識で、この委員会がきょうOKすればね、今から先の売買もほとんど即金で払うところはないと思うんです。この鯉田工業団地は今後もこういうスタイルでいくであろうという認識でこの議案を出されたのかどうか、それだけ教えてください。

○企業誘致推進室主幹

私ども企業誘致に関しましての優遇策というか、インセンティブといたしましてはかなり分厚いというふうに、手前味噌ながら自負しているところでございますが、企業立地促進補助金といった制度がございます。売却をいたしました場合にはその制度を活用いただくということで、企業にとっても優遇措置としては比較的十分に戦える能力を持っているというふうに考えています。この制度は使用貸借分譲のときには活用いたしませんので、どちらかをご選択いただくようなかたちで今後補償してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○小幡委員

ケースバイケースで、どちらを採用するかというような売買をやっていくということでもいいんですね。わかりました。

○委員長

他に質疑はありませんか。

( 他になし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第33号 土地の処分(鯉田工業団地)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第34号 財産の貸付け(飯塚リサーチパーク)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業誘致推進室主幹

議案第34号 財産の貸付けについて補足説明をいたします。議案書の35ページをお願いいたします。飯塚リサーチパーク第7区画につきましては、平成15・16年度に、特定地域開発就労事業、いわゆる特開事業の雇用の受け皿整備事業を活用し建設したものでございます。

平成21年、当時入居企業のなかったこの建物に、現在のクロシード株式会社を誘致し、今日まで営業を続けていただいている状況でございます。

クロシード株式会社は、入居後すぐに発生した鳥インフルエンザに有効なダチョウ抗体マスクにより、平成21・22年度には売り上げが急増し、雇用数もピーク時には175名と増加したところでございますが、その後、インフルエンザの急速な終息により売り上げが激減し、さらに過剰在庫の処理のため23年度赤字となったことから、貸付料の減額を要望されたところでございます。

担当課といたしましては、同企業が文部科学大臣賞やフクオカベンチャー大賞等を受賞した実績を持つ県内有数のベンチャー企業であること、産学連携の観点からも、本市の中心的な産業施策であるトライバレー構想に合致する企業であること、さらに、現在開発中の保冷容器や床ずれ防止マット等の新規事業の将来性が見込まれること等々を総合的に勘案し、現在の公有財産管理規則に則った貸し付けではなく、民法第593条の使用貸借による貸し付けを実施したいと考えているところでございます。

貸付料といたしましては、現時点の固定資産評価から計算致しますと土地が142万5024円、建物が294万3860円、合計436万8884円となっております。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○松延委員

建築内容の建物構造、鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建と、これはどういう事業でどういう目的で建てられたのか、それをちょっと教えてください。

○企業誘致推進室主幹

この建物につきましては平成15年、16年の2ヵ年事業でございましたけれども、先ほど言いました特定地域開発就労事業、いわゆる特開事業の雇用の受け皿整備事業と言った名称でございますが、平成18年度に終息をいたしました特開事業の就労者の雇用の受け皿としての建物を建設した事業というふうに考えておるところでございます。

○松延委員

そうですね、これは特開事業の雇用創出のための箱ものをつくろうと言われた、あのときに

建てられたものですね。やはりいま雇用が第一ということで、今後も企業進出はなかなか難しいと思います。それで先ほど説明がありましたように、このクロシードさんも新商品の開発とか技術開発なされておるようでございますから、今回の契約は今後のことを十分に協議していただいた上で契約をやっていただきたいと思いますので、私は雇用の面からするとよかったなと思ってますので、今後のことを十分に協議した上で契約してください。以上です。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○瀬戸委員

このクロシードさんですかね、今回議案に上がってきてますけど、今お聞きすると436万円の固定資産税相当額でお貸しするということですが、以前は、現在はいくらの賃料だったんでしょうか。

○企業誘致推進室主幹

きょう現在の貸付料といたしましては、トータルいたしまして1394万1024円でございます。

○瀬戸委員

ということは、約3分の1ぐらいになると。これはお話したときにいくら安くしてくれと、いま松延委員が言われたように、雇用の関係があると思います。ただ、出ていきたいとか、家賃が払えないとか、家賃をもう少し安くしてくれとか、向こうのほうから申し出があったんですか。

○企業誘致推進室主幹

先ほど言いましたように、今年度決算の段階で赤字となることが見込まれたものですから、貸付料についての減額をお申し出になられたところでございます。

○瀬戸委員

ことしも決算が赤字になるから、このままではやっていけないと。ということは、来年も再来年もまだわからないという状況で、そういうふうにご相談になられたというふうに感じますけど、一気に何で3分の1ぐらいにしようというふうな、この金額はどういう根拠があつて算定されたんでしょうか。

○企業誘致推進室主幹

平成21年からの分につきましては、本市の持つております公有財産管理規則に則った一定の金額での算出でございました。企業側からそういった要望がございまして、私もいろいろ制度を整備して企業誘致に取り組んでおったところでございますが、今回もともと先ほどの議案でもございました使用貸借特約付きの分譲制度で活用いたしておりましたこの使用貸借というものを活用したいということで、減額のご提案を申し上げているところでございます。

○瀬戸委員

ということになると、3年間と使用貸借期間が書いてあります。売買価格は何か決まっているんですか、これ。

○企業誘致推進室主幹

特開事業の営造物事業で建てた建物でございまして、売買するときには国の許可が必要になりますが、そのときの金額に関しましてはその時点での実勢価格ということで、国からの指示をいただいているところでございます。

○瀬戸委員

じゃあ3年後に、その国からもらった補助金が3年で切れるということですか。

○企業誘致推進室主幹

当時の厚生労働省からの通達によりますと、10年間の売買につきましてはできないという状況でございましたので、この契約が終わりますときにはそういった売買の交渉もできること

になるだろうというふうに考えているところでございます。

○瀬戸委員

なるだろうということで、鯉田工業団地の場合の使用貸借は金額をちゃんと決めて、売買契約の特約の使用貸借と、今回もそういうことで決められなかったんですか。

○企業誘致推進室主幹

金額につきましては、先ほど申し上げましたとおり、売買いたしますときの実勢価格でということでお話をいただいているところでございます。

○瀬戸委員

それは契約書の中にうたい込まれるわけですか。

○企業誘致推進室主幹

今回の契約につきましては、あくまでも使用貸借だけの契約でございますので、3年間この金額で貸し付けると、要するに固定資産税相当額で貸し付けるといった契約でございますので、その後の売買については触れてはおりません。

○瀬戸委員

確かに今まで頑張ってこられて、家賃をいただいたと。そして今回苦しいから下げてやろうと。それで使用貸借契約をして3年後、そこの国のやつが終われば何とか実勢価格で買い上げてもらおうと。アバウト過ぎますよね、私から言わせると。3分の1にしたわけでしょう。じゃあ、いま建物がですね、先ほど言いましたようにこの敷地面積の12,785.60平方メートルの中に1,873平方メートル、この敷地図を見るとどのあたりに建っているかわかりませんが、この土地は全部使っているんですか。

○企業誘致推進室主幹

建物はちょうど中ほどの、この図面で言いますと中ほどの奥の上のほうに建っているというふうにご理解をいただいていると思います。ご指摘がございました、全体を使っているかということにつきましては、この図面で言いますと右手のほうは山付きになっている部分がございますが、この部分につきましては現在当該企業が使用していない状況であるというふうに考えております。

○瀬戸委員

今のクロシードさんが使用していないと。この部分は今の九電工さんに販売をされた前の区画ですね。その横を駐車場にいま使っております雛の祭りで相当な観光バスが来ているということもお聞きしております。後ろを切り離して家賃は下げたのに、家賃というのはおかしいけど、一般にいう家賃は下げたのに全部を使わせるということはないと思うんですよ。ある程度きちっと分筆をされて、残る土地を飯塚市のほうで利用すると、そういうことも考えられると思うんですけど、どんなふうですか。

○企業誘致推進室主幹

ただいまご指摘いただきましたとおり、この図面で言いますと右手のほうは使用していない状況もございますので、今後企業側と早急に協議いたしまして、使用していない部分につきましては市のほうに返却というか、いうことを、要するに貸し付けの対象にしないということを検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○瀬戸委員

ぜひそれはやっていただきたい。おそらく聞くとところによると、3、4千平米の土地が使用されてないと。そうなると、当然先ほど言われた国からの補助金の問題等とかがあると思いますけど、できれば使っていない所は十分にこれは使える土地ですからね、いろんなその駐車場にしろ何にしろ、また飯塚市か他のところに使用貸借で貸すなり売るなりということもできると思うんですね。市の財産、いわゆる市民の財産ですので、その辺ひとつ厳しくチェックを入れてもらって交渉していただきたいとお願いを申し上げます。

○経済部長

いま主幹のほうでご答弁いたしておりますが、いわゆる貸付地の利用についてもっと有効な活用をというご指摘だというふうに思っております。今回議案でご提案申し上げておりますとおり、今回の使用貸借契約につきましては面積を記載いたしております。でありますから、一応今回の契約を議決いただきますとその面積でお貸しをするということになりますので、有効活用につきましては今の敷地内が、言われるような駐車場利用ということで、建物以外自由に使えるスペースというふうになっております。でありますから、ご指摘のことについては十分理解いたしますので、今後旧伊藤邸の臨時駐車場の活用状況等を勘案しながら、相手方のクロシードさんとも十分協議をいたしまして、そうした貸付面積を減らすということにつきましてはフェンスを設けるなり、そうした手順を踏みながら契約変更するという形で今後対応を検討して、進めてまいりたいというふうに考えております。

○瀬戸委員

今回はいま言うように、契約書をこれで作らないとしょうがない。使用貸借の契約書をつくらないといけない。それは全部の土地が含まれているということで、いま部長からご答弁いただきましたように、契約した後に契約変更という形でそういうことが整えばやらせていただけるというように理解していいですか。

(「そのとおり」という声あり。)

わかりました。以上です。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○小幡委員

1点質問と、1点要望をお願いします。

使用貸借、基本的に今度平成27年3月31日の3年間になっておりますが、4年目、5年目、同じ状況で経営者側からすれば約1千万円弱経費削減できますので、私が経営者の立場であるとすればかなりありがたいと。3年間それだけ減額できるということは、会社を立ち直らせるためには非常に有効な手段と思いますが、4年目以降また再度延長というような要望が出たとき、どのような考え方を持っておりますか。

○企業誘致推進室主幹

3年後現在の契約が切れることになりましたが、先ほど申し上げましたとおり、新しい事業の取り組みを今後始められるように伺っております。そういったことの動向を十分考慮しながら、3年後には現在の制度に戻すのか、あるいは買っていただくのかといったことを前提に今後交渉を密にしていまいりたいというふうに考えているところでございます。

○小幡委員

結果的にですね、先ほどの33号の鯉田工業団地もしかり、今回の34号のリサーチパークの問題もそうなのですが、契約期間が長いんですね。片や3年、我々としては任期が切れているとき。片や10年先の売買。こういったときに本委員会が通って本会議でOKをもらわないと契約できないんでしょうけども、その後で構いませんので、所管の委員会にその契約書の写しを出していただきたく、これは要望したいんですが、委員長取り計らいのほどよろしく願います。

○委員長

執行部にお尋ねいたしますが、ただいまの小幡委員から要望のあっております資料は提出できますか。

(「提出いたします。」という声あり。)

ただいま小幡委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。次回に提出をお願いします。

○委員長

他に質疑はありませんか。

( 他になし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第34号 財産の貸付け(飯塚リサーチパーク)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第36号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第36号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。議案書41ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回認定する路線は、7路線、延長2,097.1mでございます。

路線明細の左端に記載しております一連番号1番から3番と5番から7番の路線が開発行為に伴う路線認定、4番の路線が寄附採納に伴う路線認定を行うものです。

路線箇所は、42ページから46ページに記載しております。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第36号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から、案件に記載の件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市学童農業体験について」、報告を求めます。

○農林課長

「飯塚市学童農業体験について」、ご報告をいたします。地産地消、食育推進の観点から、菰田小学校、飯塚東小学校、目尾小学校、若菜小学校の4校におきまして学童農業体験を行いましたので、その概要をご報告いたします。

実施主体は飯塚市、福岡嘉穂農業協同組合等で構成されました飯塚市地産地消推進協議会でございます。農業体験の取り組みにつきましては米の作付けから収穫まででございますが、飯塚農林事務所農業振興課、飯塚普及指導センターの協力のもと、昨年5月下旬から6月初旬にかけて米の生育の事前学習、6月中旬の田植え、9月下旬から10月中旬にかけて稲刈りを実施し、その後2月までに4校の小学校で収穫祭が実施されました。以上の農業などの体験

をすることによりまして農業の大切さや収穫の喜びを学ぶことにより、地産地消、食育の推進を図っているものでございます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○農業土木課長

「工事請負変更契約について」、報告いたします。お手元に配付しております資料をお願いいたします。工事名は、井の口（ため池）災害復旧工事でございます。変更金額については原契約金額7351万2600円を450万9750円減額いたしまして、6900万2850円とするものでございます。その主な理由につきましては、波受けブロックが崩壊した土砂に埋まっていたことで当初設計では1,006平米で復旧する計画としておりましたが、崩壊した土砂を撤去したところ560平米であったことによる変更と、残土処理を18,352立米で契約していましたがそのうち2,253立米を工事間流用したことで残土処理の減工を行いましたことから、それぞれ減額変更をするものでございます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。